

学 校 生 活 の 生 徒 心 得

R7.4.8 那覇市立石田中学校

この生徒心得は、私たちがお互いを尊重し、安心安全な学校生活を送るための心得です。規範意識を高く持ち規則やマナーを守りましょう。

1 服装・身なりについて

【 共通項目 】

※制服は、「生徒の人権、個性を尊重し多様な生徒の成長に配慮する」ことを理念とし、下記事項を遵守し保護者同意の下、A・Bどちらかを選択、又は両方を選択する。

(1) 制服

- ① 本校指定の制服を着用する。生徒の防犯上の安全確保の視点から、ネームは刺繍しない
- ② 4月～11月は夏服を着用、12月～3月は冬服を着用することを原則とする。但し、気候などの状況により調整期間を設定する。
- ③ 冬服着用期間中、暑い時は学生服の脱着を認めるが、登下校、集会時はきちんと着用する。授業時に学生服を脱ぐ場合は、中から夏服を着用していること。但し、授業内容によって、学生服を脱ぐ場合は教師が判断する（作業学習等）。その他の場合（休み時間、放課後等）は、脱着してもよい。
- ④ 学生服のボタンは本校指定または桜ボタンを使用する。
- ⑤ 夏服の上着の下からは肌着を着用する。
- ⑥ 制服の着用は以下（A、B）の2種とする

A ズボンを基調とする制服

- ① 夏は白の半袖シャツ（指定店販売）を着用する。冬は学生服を着用する。
- ② ベルトを着用する。色は黒・グレー・茶系とする。
- ③ シャツはしっかりとズボンの中に入れる。
- ④ 学生服の下からつけるシャツは学生服からはみださないようにする。
（色等の制限は無いが、フード付きのパーカー等は不可とする。）

B スカートを基調とする制服

- ① スカートの丈は膝を覆う長さとする。（膝立ちの際に床につく程度）
- ② 冬服期間中は紺色のスカーフを着用する。（本校指定）

(2) 靴下

- ① 色は自由とする。
- ② ルーズソックスは不可とする。

(3) 靴

- ① 運動に適した靴とし、厚底靴・革靴等の運動に適さない靴は認めない。
- ② 雨天時は雨靴を推奨し、登校後は靴に履き替える。

(4) 頭髮

- ① 流行を追うような極端なカットや変形髪型、そり込み、整髪料の使用を禁止する。
- ② 脱色、染色を禁止する。＊白髪等を気にする生徒の黒染めは認める。
- ③ 髪を肩よりのばしている場合には、ゴムで束ねることが望ましい。（衛生管理の視点から）

(5) 眉

- ① 整える程度は認める。極端に形を変えることはしない。（例：とても細くする、短くする、切れ込みをいれるなどはしない）

(6) 装飾品・化粧品

- ① ピアスやネックレス等のアクセサリ類は着用しない。
- ② 化粧品、香水の使用を禁止する。
- ③ カラーコンタクトの使用を禁止する。

(7) 防寒具・雨具等

- ① 体調の悪い場合には、制服の上から指定のジャージの上着を着用しても良い。
- ② 冬服の下には、えりやそでのみ出さないものを着用する。ただし、防寒のためのタイツやレギンス等を着用しても良い。その際、はき方には留意すること。色については黒・グレー・紺の無地とする。
- ③ ジャージで防寒にならない場合は、コート、セーター、マフラー、ネックウォーマー、ブランケット等の防寒具の使用を認める。但し、授業に支障がないようにする。
- ④ 雨天時は、傘、その他の雨具（雨カップ、雨靴等）を使用し、登校後体調を保てるようにする。
- ⑤ 炎天下の熱中症予防のため、登下校時の帽子・日傘の使用を推奨する。

※上記の1 服装・身なりについて、個別の配慮が必要な場合は、生徒・保護者と相談の上、校長が判断する。

2 所持品について

- (1) 身分証明書カードは原則として常に携帯する。
- (2) 学校には、学習にふさわしくないものは持ってこない。（但し、トランプについては学校で貸し出しを行うものに限り、お昼の休憩時間のみ使用を認める。）
- (3) 教科書やノート等の学用品は、家庭学習に支障がないよう持ち帰る。但し、教室に置くことが認められた学用品は、その限りでない。
- (4) 必要以上の金銭は、持ってこない。特に、金銭や貴重品を教室などに置いたままにしない。
- (5) カバン
 - ① カバンは、防犯・安全性・利便性や成長期に配慮し、原則としてリュックサックか肩掛けのあるスポーツバックとし、教科書・ノート・体育着など一日分の学習用具が入る大きさのものとする。
 - ② 学習用具を入れるのにふさわしくないもの（紙袋・ビニール袋など）は禁止とする。
- (6) 水筒の使用を奨励（中身は水・お茶のみ）ペットボトルも持参可とするが、使用後は必ず持ち帰る。

3 その他

- (1) 原則として、携帯電話の校内持ちこみは認めない。
（生徒の安全管理等で必要な場合は、保護者からの申し出を受け、校内審議し学校長の許可を得る。）
申請する場合は、所定の手続きを経て生徒指導主事に提出すること。
- (2) 制汗剤は液状タイプ、シートタイプで無香料のもののみ使用を認める。但し、使用する際は場所、時間などマナーを守って使用する。

※学校教育を推進するにあたり、改定された生徒心得に検討事項が生じた場合は 見直しも有り得る。